

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年6月13日（平成29年（行情）諮問第245号）

答申日：平成29年9月6日（平成29年度（行情）答申第222号）

事件名：「防衛期待度」の案出に当たって行政文書ファイル等につづられた文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「「防衛期待度」（別紙（行政文書開示請求書に添付されたもの。以下、「開示請求書別紙」という。）参照）の案出に当たって行政文書ファイル等につづられた文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、「次期陸長（案）基礎研究その1「陸上防衛戦略の考え方」（終了報告）（研本研第24号（22.3.18）別冊）」につき、改めて開示決定等をすべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年3月12日付け防官文第3584号により防衛大臣（以下「防衛大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

本件請求文書が存在しないと「防衛期待度」が案出することができないので、文書の存在は間違いないものと思われる。改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、本件開示請求を受け、請求内容に合致する行政文書を探索したが、その保有を確認することができなかったことから、法9条2項の規定に基づき、平成27年3月12日付け防官文第3584号により文書不存在による不開示決定（原処分）を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、「本件請求文書が存在しないと「防衛期待度」が案出す

ることができないので、文書の存在は間違いないものと思われる。」として原処分を求めたが、本件開示請求に該当する行政文書は、作成しておらず、その保有を確認することはできなかったことから原処分を行ったものであり、本件異議申立てを受け、念のため、陸上幕僚監部の関係部署において改めて行った探索においても、その存在を確認できなかった。

以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月18日 審議
- ④ 同年8月7日 審議
- ⑤ 同年9月4日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「防衛期待度」（開示請求書別紙参照）の案出に当たって行政文書ファイル等につづられた文書の全て。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」である。

処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

なお、開示請求書別紙は、本件開示請求に先立って異議申立人が行った別件開示請求に対して、防衛大臣が、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行った行政文書（「次期陸長（案）基礎研究その1（陸上防衛戦略）（終了報告）」について（報告）（研本研第102号。21.12.14）。以下「報告文書1」という。）の一部である。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 報告文書1とは、原則としてその作成年度の9年後以降の10年間を主対象とする陸上防衛力の長期的な整備及びその他計画の資となる「次期陸上自衛隊長期防衛見積り」（以下「次期陸長」という。）等の作成のための基礎研究の一つであり、陸上自衛隊研究本部長から陸上幕僚長へ報告されたものである。

イ 報告文書1において、「防衛期待度」とは、我が国の国家戦略や総

合安全保障及びこれらを踏まえた防衛力の役割等を考察し、防衛に対する我が国の国民意識等も考慮しながら案出することとされている、陸上自衛隊に期待される能力であるとされており、これを基に陸上自衛隊研究本部長が次期陸長（案）の研究全般の骨格となる陸上防衛戦略等を案出することとされている。

ウ 上記イの「防衛期待度」は、陸上自衛隊研究本部において案出が行われ、その成果は、「次期陸長（案）基礎研究その1「陸上防衛戦略の考え方」（終了報告）（研本研第24号（22.3.18）別冊）」（以下「報告文書2」という。）の中に記載されており、「防衛期待度」の案出に関して、報告文書2の外に行政文書を作成も取得もしていない。

エ 本件開示請求は、上記イの「防衛期待度」の案出に当たって行政文書ファイル等につづられた文書の開示を求めるものであり、「防衛期待度」の案出に関してその案出までの過程において作成又は取得された行政文書を対象とするものと解されるため、案出の成果が取りまとめられた報告文書2は本件対象文書に該当しないと判断し、文書不存在による不開示決定（原処分）を行った。

(2) そこで検討すると、当審査会において、諮問庁から報告文書1及び報告文書2の提示を受けて確認したところ、本件開示請求にいう「防衛期待度」の位置付けや案出の事実等については、上記(1)イ及びウの諮問庁の説明のとおりと認められる。また、報告文書2の記載内容に照らし、「防衛期待度」の案出に関して、その成果が記載された報告文書2の外に行政文書を作成も取得もしていない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

しかしながら、報告文書2は本件対象文書に該当しないと判断した旨の上記(1)エの諮問庁の説明については、これを是認することができない。すなわち、本件開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄の記載（本件対象文書と同じ。）を見る限り、処分庁において、開示請求者（異議申立人）に対し、本件開示請求の趣旨についての意思確認等を一切行わないままで、当然に上記(1)エのとおり解することができるとはいい難いところ、そのような開示請求者に対する意思確認等が行われた形跡は見当たらない。そうすると、本件対象文書については、上記(1)イの「防衛期待度」の案出に関連して作成又は取得された全ての行政文書がこれに該当すると解するのが相当であり、「防衛期待度」の案出の成果が取りまとめられた報告文書2も、当該行政文書に含まれるというべきである。

したがって、防衛省において、本件対象文書に該当する文書として、報告文書2を保有していると認められるので、これを対象として改めて

開示決定等をすべきである。

3 付言

本件は、異議申立てから諮問までに約2年2か月が経過しているところ、本件異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難いから、「簡易迅速な手続」による処理とはいえない。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において報告文書2を保有していると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史